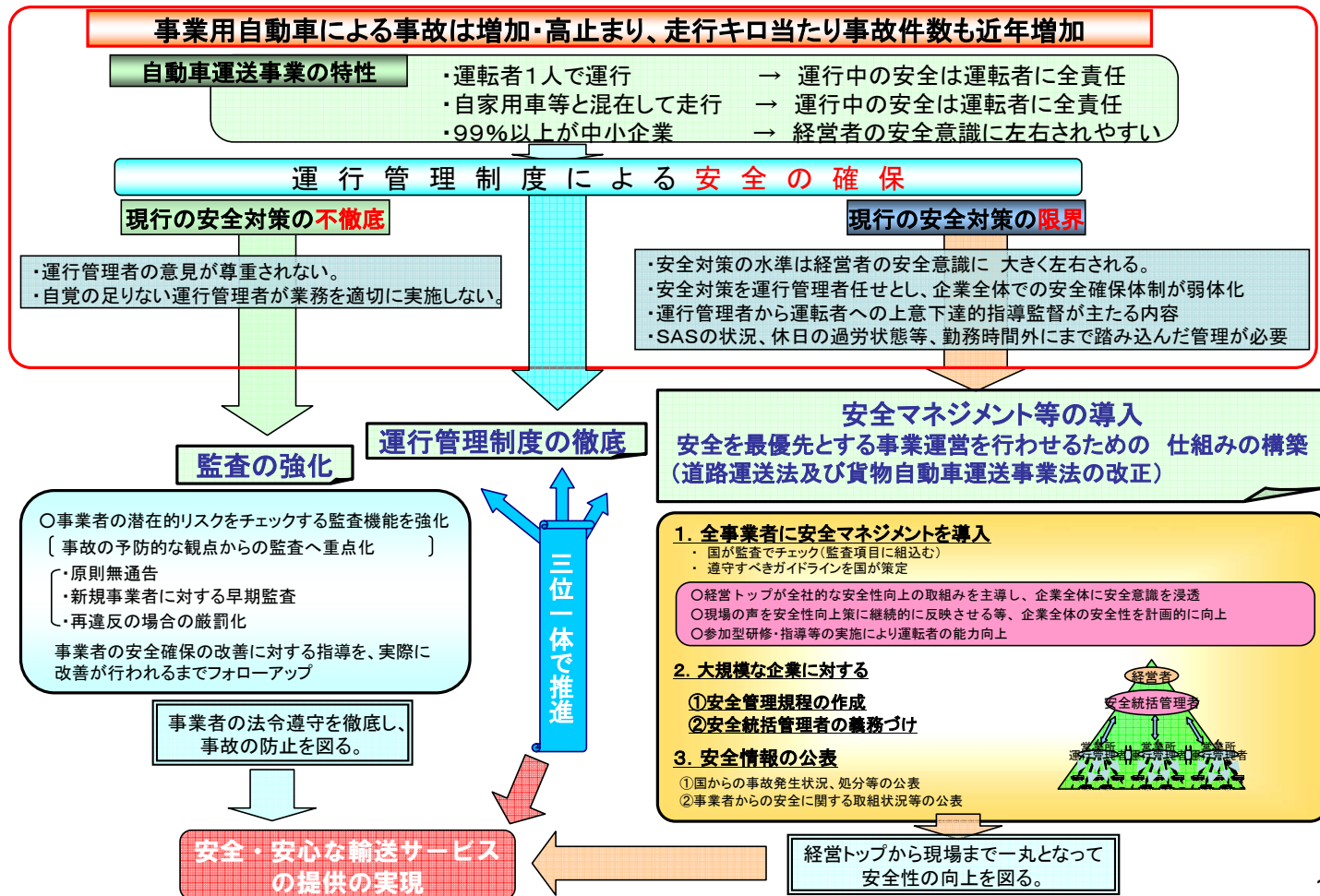


安全マネジメントの導入について

安全マネジメントについて

■ 自動車運送事業における安全対策



自動車版安全マネジメントガイドラインについて

○事業者が作成する安全管理規程に記載する事項を定めた「安全管理規程に係るガイドライン」については、各交通モード共通のガイドライン骨子を政策統括官付政策調整官室が作成したところ。（別添参照）

○現在、自動車交通局においては、自動車運送事業者版のガイドラインについて、関係業界と調整を図りながら作成中。

なお、自動車運送事業版ガイドラインについては、大規模事業者、中規模事業者、小規模事業者の3分類を念頭に置いて作成する予定。